福島県動物愛護管理推進計画(改定案)に対するパブリックコメント

ページ	受護官理推進計画(以た条)に対するハ 疑問・意見・修正案等	県の考え方
P6	帰還困難区域には愛護動物である猫	これまでの一斉保護の結果
   7 現状と課題を踏	(飼い主のいる猫も飼い主のいない	から、現在帰還困難区域内
まえた施策等の方向	猫も)が多数取り残されています。そ	の猫はほとんどが震災後に
   (4)災害発生時の救	れ以外の区域でも実質的に立ち入り	生まれたものであることが
護対策	が難しい区域があり、本来給餌給水さ	わかっています。また、住
	れるべき猫たちの命が消えようとし	   民からの猫の保護依頼や不
	ています。現在、これらの区域で活動	妊去勢措置について要望は
	している団体や個人などと協力して、	ありません。従って、原案
	早急にこれらの猫たちの救出に取り	のとおりとします。
	組んでください。	
	帰還困難区域や実質的に立ち入りが	
	難しい地域で猫の救出や不妊措置に	
	取り組んでいる団体や個人は公益性	
	の高い活動をしているので、公的に立	
	ち入りを許可し活動のバックアップ	
	をお願いします。	
	救護マニュアルに「飼い主のわからな	
	い猫」という項目を設けてどのように	
	対応するのかを明記して下さい。その	
	中で、特に立ち入り困難な区域に残っ	
	ている猫への対応ですが、飼い主が自	
	ら対応できない場合、民間団体などが	
	「公益立ち入り」としてこの区域で救	
	護できるようなシステムを書き加え	
	てください。そのためにはこのような	
	活動をした、あるいはしている団体や	
	個人の情報を収集し、活用するように	
	してください。	
	災害が起きて、飼い主がわからなくな	
	っている猫の TNR や不妊去勢に尽力	
	している団体を公益の意味から援助	
	し協力することを付け加える。	
	福島県緊急災害時動物救援本部は緊	緊急災害時動物救援本部
	急災害時動物救援本部が所有する寄	(以下「救援本部」という。)

付金を得て、実際に現在被災地で活動 している団体に収容動物の保護の協力を仰いでください。シェルター保護 をはじめ里親譲渡までのキメの細か い活動をこれらの団体に依頼し1頭 でも多くの動物を助けてください。

の義援金に関する要望については、救援本部にお願い します。

本部は国内外から寄せられた義捐金 を投資に使ってしまうなど、福島県と して厳しく本部の今回の震災におけ る対応を評価し直すべきです。

緊急災害時動物救援本部に残っている る寄附金をまとまって県として請求 し、有効に使ってください。

被災動物については今からでも遅くないので、福島県緊急災害時動物救援本部は緊急災害時動物救援本部が所有する寄付金を得て、避難者に寄り添う施策を行うことで動物の福祉を守るべきです。

必要に応じ、関係団体と連携しながら救護活動を実施 します。

災害時には迅速に民間団体を活用することを付け加えること。

2011 年以降、黙々と動物保護を行ってきた人たちや団体とのネットワークを構築して盛り込んでほしい。すぐに動いてくれる人たちの名簿を作り、活用してください。

やっと同行避難が認められたとはいえ、まだまだ県民の認識は薄い。各避難所にペット受付簿をおいてはどうか。近くの動物病院やペット用品の販売店の連絡先や地図があると便利。犬猫以外のペットについてはマニュアルはあるのか。獣医師やペットショップと協力して救護本部に入れないペットの対策を飼い主に認知してほしい。

県が定めた「災害発生時の動物(ペット)の救護対策マニュアル」は主に犬猫を対象としていますが、犬猫以外のペット(ウサギ等)についても可能な範囲で餌等の物資の支援を実施します。また、しつけ方教室等を通じて、飼い主に、災害時の備え等について周知し

	T	
		ていきます。
P7	この時代ペットも長生きで高齢化し	受講希望者の要望を踏まえ
8 具体的施策の展開	てきたので、しつけ方教室と共に介護	て、検討していきます。
(1)	教室も検討してほしい。	
②飼い犬等のしつけ		
方教室の実施		
P8	「県民意見を積極的に傾聴し施策に	現状として、多くのご意見
⑤ 県民意見の反映	反映します」とすべき。	を頂いているので、原案の
		とおりとします。
P8~10	福島県の今後の動物愛護施策の展開	県内における多頭飼育の実
(2) 動物の適正飼養	において、多頭飼育の実態を把握する	態については、住民からの
の推進	制度を設けること、さらに多頭飼育者	情報提供により把握できて
	への精神的ケアのために精神保健関	いることから、届出制度を
	連部署と連携を図ることを記載すべ	設けないこととしておりま
	きです。ただし、所有者のいない猫を	す。
	減らす活動である地域猫活動 (TNR活	
	動含む) については、多頭飼育届出制	
	   の趣旨・目的からは外れるものとし、	
	除外することを同時に求めます。	
	地域猫活動(TNR 活動含む)の推進・	金銭的な支援は困難です
	支援体制を構築し、不妊去勢手術の助	が、猫の屋内飼養、繁殖制
	成等、具体的な支援を検討していくべ	限措置について啓発してい
	きです。	きます。
	保健所に収容された動物たちの殺処	安易な引取りは行わず、引
	分を無くす為、まず入口を狭くするた	取りを求める飼い主への説
	め、無責任な飼い主への説得の強化を	諭を実施しております。
	要望します。殺処分の現場を見せるこ	
	とで自分の無責任さを痛感してもら	
	い、何とか収容されることのないよう	
	にしてもらいたいです。茨城県では殺	
	   処分現場のビデオを見てもらうそう	
	です。	
P10	犬の登録の推進等を行うにあたって、	実験動物飼養施設及び多頭
④狂犬病予防法に基	実験動物飼養施設及び多頭飼育者に	飼育者を含め、無登録犬の
づく犬の登録及び狂	対して重点的に普及啓発すべきです。	一掃に努めます。
犬病予防注射		

P11	福島県内の動物収容施設について、動	可能な限り、動物福祉に配
(3) 譲渡事業及び飼	物福祉に配慮した収容施設を目指す	慮した施設とするよう努め
い主探し支援事業の	ことを明記し、収容中死亡数を減らし	ます。
実施	ていく取組を行うべきです。	
	麻酔薬投与等による苦痛のない致死	炭酸ガス処分は環境省が定
	処分を検討すべきです。	めた安楽死処分の一つです
	殺処分方法を二酸化炭素での窒息死	が、今後、本県の対応につ
	ではなく麻酔による安楽死へ変えて	いては研究してまいりま
	下さい。	す。
	収容期間を延長すべきです。	譲渡事業を推進し、可能な
	出口を広くするため、譲渡率を上げる	限り生存の機会を与えま
	ため、毎月決められた日(第〇日曜日	す。
	など) に、譲渡会を開催するのはどう	
	でしょうか。収容されたすべての動物	
	に生きるチャンスを与えて下さい。	
P11~12	学校飼育動物を用いたふれあい体験	動物とのふれあい等を通
(4) 人材育成の充実	学習を実施しているようですが、一般	じ、動物の習性や正しい接
(5) 連携と協働の推	に学校で飼育されているウサギやモ	し方を教えることを目的と
進	ルモット等の小動物を利用したふれ	しており、動物のストレス
	あい活動については、その種に対する	とならないよう配慮しなが
	正しい理解や配慮が欠けてしまうお	ら実施しております。
	それがあること、本来夜行性である動	
	物の睡眠や休息・行動の発現を奪うこ	
	と等の問題があり、動物愛護教育にな	
	りえないためやめていくべきです。	
P12	県内全ての市町村に動物愛護推進委	福島県動物愛護ボランティ
(5)連携と協働の推	員の設置を希望 (懇談会とは別)。委	ア会等と連携しながら、動
進	員がいない所は市町村職員が兼ねて	物愛護の普及啓発及び災害
	も良いと思う。災害動物ボランティア	時の活動を実施します。
	の要員の登録も今後は必要かと思わ	
	れる。	
P12~14	第一種動物取扱業者に対して、定期的	各施設年1回以上を目標と
① 視指導の実施	な立入調査を行うべきです。また、動	して監視指導を実施してお
ア動物取扱業	物取扱業の適正化のために、必要に応	ります。また、動物虐待事
イ動物の展示を行う	じて事前連絡なしの立入調査や、第一	例については、必要に応じ、
施設	種動物取扱業者において動物虐待が	警察と連携しながら適正飼

	疑われる事案については、立入調査の際に警察官と同行するといった臨機応変な対応を取っていくことを明記すべきです。 展示業の中でも、移動販売・展示業者に対する立入調査の強化を追記すべきです。	養の指導を実施します。 移動販売・展示業者については、施設を設置する都度 登録が必要であり、登録時 の立入調査を実施してお
		り、今後も引き続き、厳格に立入調査を実施します。
P13	2 (2) 「幼齢な犬、 <del>ねこ</del> 猫等」 →「幼齢な犬、猫等」に訂正すべきで は?	ご意見のとおり修正します。
P14 ウ特定動物飼養施設	人と動物双方の安全を確保するため、 特定動物飼養施設への定期的な立入 調査を行うこと、個体識別率の向上 と、逸走した時のために市町村と特定 動物飼養施設等の情報共有を図るこ とを明記すべきです。	各施設年1回以上を目標と して監視指導を実施してお ります。
P15 (7)実験動物の適 正な取扱の推進	「周知」を「周知徹底」とすべき。	実験動物の飼養施設の届出 制度等はなく、全ての施設 を把握して周知することは 困難ですが、様々な機会を とらえ、情報の入手に努め、 的確に周知を行ってまいり ます。
P15 (7)実験動物の適 正な取扱の推進	実験動物の適正な取扱いにあたって、 実験動物飼養施設への定期的な立入 調査を行うべきです。	実験動物の飼養保管等基準 に基づき対応します。
P15 (8) 産業動物の適正 な取扱いの推進	飼養保管基準の周知をはじめ、動物愛護担当部署において関係部局とデータの共有等の連携を図り、現在の産業動物の飼養環境の実態を把握すること、農林水産省「アニマルウェルフェア指針」の周知や、その効果について	産業動物については、担当 部署において、適正飼養の 指導をしておりますので、 原案のとおりとします。

		<u></u>
	のモニタリング調査の実施について	
	記載すべきです。	
P16	災害対策の対象に、実験動物や産業動	県が定めた「災害発生時の
(9) 災害発生時の動	物を含めることを明記すべきです。	動物(ペット)の救護対策
物救護の推進	災害対策を考え、実験動物飼養施設の	マニュアル」に基づき対応
	実態把握のための定期的な立入調査	します。原案のとおりとし
	を行うべきです。	ます。
	産業動物においては、災害対策のため	
	に関連部署と情報の共有をすべきで	
	す。	
	特定動物について災害対策のための	特定動物飼養施設について
	飼養施設の定期的な保守点検や、災害	は、警察と情報共有してお
	対応マニュアルの作成に加えて、市町	ります。原案のとおりとし
	村との特定動物飼養施設等の情報共	ます。
	有を行っていくべきです。	
P18	警察関係機関との連携についても追	御意見のとおり修正しま
   10 体制の整備	記すべきです。	す。
(2) 関係機関・団体		
との連携体制の構築		
その他	グローバルな視点、つまり、国際的な	震災以降、福島県は海外か
	動物愛護の観点から今後の福島県の	らも注目を集めております
	動物愛護行政を考えるべきだろう。例	が、まずは県民への動物愛
	えば、動物愛護週間事業にもっと国際	護の普及啓発が第一である
	色豊かなイベントにする様々な取り	と考えております。
	組みをするとか、海外とインターネッ	仮設住宅については、可
	トで繋ぐとか、である。また、福島県	能な限りペットの飼養を可
	内のすべての仮設住宅にペットとの	能とするよう各市町村に対
	   共生スペースを確保するとか各自治	して要請をしております
	体との調整が望まれる。さらに、長期	が、動物が苦手な住民もい
	の災害発生対策においてアニマルレ	ることから、全ての仮設住
	スキュー隊創設やペットシッター育	宅でペット飼育可能とする
	成事業などの対放射線政策と雇用促	ことは困難です。
	進政策も時代の要請になっているの	災害発生時については、
	で検討すべきと思う。	(公社)福島県獣医師会、
		   中核市(郡山市、いわき市)、

	ア会からなる「福島県動物
	救護本部」を設置し、必要
	な救護活動を行います。
一匹でも多く猫を救って下さい。メデ	今後も引き続き譲渡事業を
ィアに取り上げてもらい、もっと世間	推進します。
に知らせるべきです。動物病院とかべ	
ットショップにも呼び掛けた方が良	
いと思います。	
動物救護シェルターを動物愛護セン	現在も「福島県動物救護本
ターにすべきです。獣医師の資格を持	部」が設置されており、被
った方が沢山職員にいらっしゃるわ	災動物の救護活動を行って
けですから、捕獲した猫を愛護センタ	いることから、原案のとお
ーで手術し、リターンしてあげるべき	りとします。
です。シェルターをとりこわすのはや	
めて下さい。お願いします。	
身近な行政市町村の単位での体制の	市町村と連携しながら動物
整備が必須だと思います。意識改革も	愛護行政を推進してまいり
一般市民より先に必要かと思います。	ます。

県内45件 県外1件